

○大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付要綱

平成21年3月12日

告示第17号

(趣旨)

第1条 町民と行政との協働によるふるさとづくり活動を推進するため、町内会等が創意と工夫により実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号。以下「規則」という。）及び大槌町補助金交付規程（平成25年大槌町訓令第7号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 ふるさとづくり協働推進事業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内会等が創意と工夫により実施する地域づくり事業
- (2) 従来の行政サービスを町内会等が実施する事業
- (3) その他住民協働を推進する事業

(補助対象等)

第3条 この要綱による補助対象並びに補助率及び限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の決定)

第4条 補助金交付団体及び交付対象事業を公正に選定し、及び適正な補助金の活用を図るため、ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て補助金を決定する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 審査委員会委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町職員
- (3) その他町長が必要と認めた者

(審査委員会委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を統理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象

町内会、自治会、コミュニティ、自主防災組織及び特定非営利活動法人（NPO）とし、産業団体などの営利法人等としない。

2 補助率及び限度額

（1） 補助率

補助対象事業費の10分の9以内とする。

ただし、新規に町内会等を設立する場合の事業については、この限りでない。

（2） 限度額

町内会等の1団体当たりの年間限度額は、10万円とする。